

一般社団法人日本血栓止血学会 学術集会運営規程

平成 22 年 3 月 27 日制定
平成 23 年 5 月 14 日改訂
平成 24 年 1 月 7 日改訂
平成 24 年 6 月 7 日改訂
平成 30 年 3 月 10 日改訂
令和 5 年 6 月 15 日改訂
令和 8 年 1 月 24 日改定
令和 8 年 5 月 28 日改定

(目 的)

第 1 条 一般社団法人日本血栓止血学会(以下、本会と称する)定款第 31 条に基づき、年次学術集会(以下、「学術集会」という)の開催及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(開催期日)

第 2 条 学術集会は、原則として毎年 4 月～6 月に 1 回、木曜日～土曜日、あるいは、金曜日～日曜日に開催する。開催日は、学術集会会長(以下、会長)が提案し、理事会にて決定する。

(参加会費)

第 3 条 学術集会参加に際しては参加会費を徴収するものとし、参加会費の金額については次の通り定める。但し、金額は会長の希望により、理事会の承認を経て変更することができる。

- ・ 一般会員 10000 円
- ・ 一般会員(医師以外の医療従事者) 4000 円
- ・ 非会員 15000 円
- ・ 非会員(医師以外の医療従事者) 7000 円
- ・ 大学院生(医師)・初期研修医 3000 円
- ・ 大学院生(医師以外)・留学生 1000 円
- ・ 大学生・専門学校生 無料

2 本会名誉理事長、顧問、名誉・功労会員の参加会費は無料とする。

(会長の選定)

第 4 条 定款施行細則第 20 条及び 21 条により会長の選定は次の通りとする。

- (1) 会長は2名以上の代議員の推薦に基づき、代議員の中から理事会で選任する。
- (2) 学会は、当該大会開催の4年前に告示し、3年前に選任する。

(会長の任期)

第5条 会長の任期は前学術集会終了の翌日から、その会長の主催する学術集会終了の日までとする。

(学術集会企画)

第6条 会長は日本血栓止血学会学術集会企画委員会と次の事項を協議し、理事会に報告する。

- (1) 学術集会の企画及びテーマ
 - (2) プログラム
 - (3) 一般演題募集に関する事
 - (4) 特別講演、教育講演等の講演者、座長の選定
 - (5) 他学会との合同シンポジウム
 - (6) その他、学術集会に関する事(市民公開講座等)
- 2 他の学術集会等で既に発表された演題(いわゆるアンコール演題)を一般演題としては原則として受け付けない。ただし、会長の判断により例外的に認めることができる。

(発表内容の撮影、録音、録画及びSNS掲載)

第7条 学術集会における口頭発表、ポスター発表、その他の発表資料については、学術情報の個人的な整理・参照を目的とする場合に限り、写真撮影を認める。ただし、発表者が撮影不可の旨をスライド、ポスター又は会場表示等により明示している場合は、写真撮影してはならない。

- 2 発表内容の録音及び録画は、発表者の許可の有無にかかわらず、認めない。
- 3 発表内容のSNS、ブログ、動画共有サービス、その他インターネット上への掲載は認めない。ただし、発表者の許可を直接得た場合、又は発表者がSNS掲載可の旨を明示している場合は、この限りでない。

(発表資料等の著作権)

第8条 学術集会において発表される口頭発表資料、ポスター、抄録、動画、音声その他の発表資料等に係る著作権は、法令又は別段の定めがある場合を除き、当該発表者に帰属する。

- 2 発表者は、本会对し、学術集会の開催、運営、記録、広報、その他これらに附随する本会の非営利の学術活動に必要な範囲で、当該発表資料を無償で利

用する非独占的権利を許諾するものとする。

- 3 本会による前項の利用は、発表資料等の内容又は趣旨を不当に変更しない範囲で行うものとし、第三者の著作権その他の権利を侵害してはならない。

(承認事項)

第9条 会長は、当該学術集会開催年の3月末までに、収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、当該学術集会終了後に学術集会事業報告書及び収支決算書を作成し、本会監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(学術集会の会計)

第10条 学術集会の収支については、部門会計とし学術集会特別会計を設けて処理する。

- 2 収支余剰金は、本会一般会計に繰り入れるものとする。

(規則の変更)

第11条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(事務局)

第12条 本会事務局は学術集会の運営に必要な諸事務を行う。

付 則

1. この規程は、平成23年5月15日より施行する。
2. この規程は、令和8年6月1日より施行する。